

おくやみ手続きハンドブック

役場での一般的な手続きについて

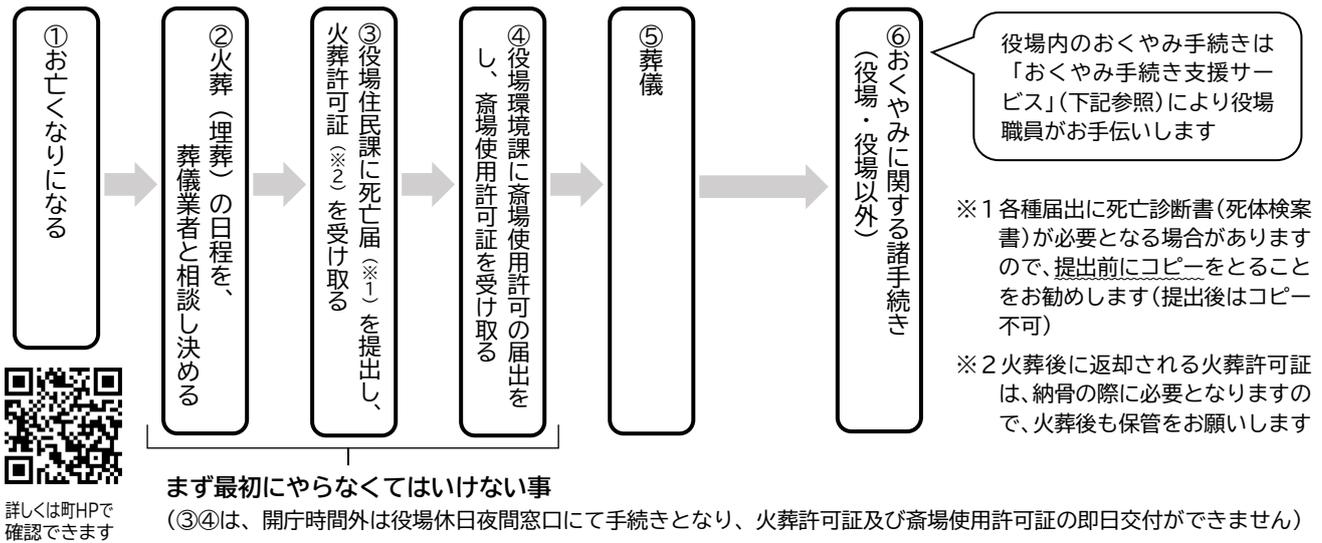
このたびのご親族様のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。
ご遺族におかれましては、保険や年金、税などさまざまなお手続きが必要となります。
この冊子は、役場内での一般的な手続きについて記載していますので、ご活用ください。

- ご遺族が菰野町役場で行う手続きについては、おくやみ手続き支援サービス（1ページ参照）によりサポートします。
- 当サービスがご利用いただけるのは、死亡届提出日の**2開庁日後以降**となります。（役場開庁時間外に死亡届を提出された場合は**3開庁日後以降**となります。）
- 手続きは、**役場1階 総合案内**（場所は9ページ参照）にお越しください。



※おくやみ手続き支援サービスの利用を希望されない（サポートが不要）場合は、手続きにご来庁される日までに役場総合案内（☎059-391-1210）にお申し出ください。（開庁時間：平日 9:00～16:30）

◆ おくやみ手続きの流れ（菟野町斎場利用の場合）



◆ おくやみ手続き支援サービスについて

菟野町が行うおくやみ手続き支援サービスでは、ご遺族が死亡後の手続きで役場にご来庁の際に、総合案内にて手続きが必要な担当課をご案内し、あらかじめ亡くなられた方の情報（亡くなられた方の住所・氏名・生年月日・死亡日等）のほか、被保険者番号など役場で確認できる一部の情報が記入された手続書類をご用意させていただきます。

それにより、ご自身で何の手続きが必要かを調べる手間が省け、複数の書類に何度も同じ情報を記入する負担が軽減されます。

※手続書類をご用意できるのは役場本庁総合案内になります。

※すべての手続書類をご用意できるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

書類をご用意できるのは、死亡届提出日の2開庁日後以降となります。
なお、役場開庁時間外に死亡届を提出された場合は3開庁日後以降となります。

◆ 手続きの際にお持ちいただくもの

※こちらでは一般的に必要なものを記載しています。手続きごとに必要なものは3、4ページをご参照ください。

ご遺族のもの

お越しいただく方の本人確認書類（次の㊦または㊧を用意してください）

- ㊦ 官公署が発行した資格証明書で顔写真が貼付されたもの…1点
※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート など
- ㊧ 官公署が発行した資格証明書等で顔写真の貼付されていないもの…2点
※資格確認書（健康保険・介護保険）、年金手帳 など

預貯金通帳（相続人代表者、未支給年金請求者のもの）

亡くなられた方名義の預貯金通帳から税金、料金等を振替している場合は、新たに変更する口座の預貯金通帳と届出印

亡くなられた方のもの

- 年金手帳、年金証書などの基礎年金番号がわかるもの（年金受給者のみ）
- こものタウンカード、住民基本台帳カード（作成されている場合）
- マイナンバーカードまたは通知カード（返納をご希望の場合のみ受付（返納の義務はありません））
- 資格確認書等（国民健康保険資格確認書等、後期高齢者医療資格確認書等、介護保険被保険者証等）
- 福祉医療受給資格者証（子ども、一人親家庭等、障がい者）
- 身体障害者手帳、療育手帳等
- その他 役場から交付された証書等

こものタウンカード



住民基本台帳カード



マイナンバーカード



通知カード



◆ 証明書の取得について

○ 死亡が記載された「戸籍謄(抄)本」の発行は、死亡届提出後お時間がかかります。

- ・ 死亡届出地および本籍地がともに菰野町の場合 …… 2週間程度
 - ・ 上記以外の場合 …………… 3週間程度
- ※ 繁忙期については、上記期間よりお時間がかかる場合があります。

○ 「死亡届記載事項証明書」の交付について

役場で交付できない場合がありますので、請求の際は事前にお問い合わせください。

◆ 各種税金、料金に関する共通事項

以下の税金、料金を亡くなられた方名義の金融機関口座より振替している場合は、振替口座の変更が必要となることがありますので、Web 口座振替サービスまたは菰野町税等口座振替依頼書により変更してください。

- 対象税金、料金：【住 民 課】 介護保険料、後期高齢者医療保険料
 【税 務 課】 町県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税
 【子ども家庭課】 保育園料、こども園料、幼稚園料
 【都市整備課】 住宅使用料
 【上下水道課】 下水道受益者分担金・負担金、水道料金・下水道使用料
 【環 境 課】 し尿汲取り手数料

取扱金融機関：三十三銀行、百五銀行、三重北農業協同組合、北伊勢上野信用金庫、三菱UFJ銀行、中京銀行、みずほ銀行、愛知銀行、ゆうちょ銀行（※ゆうちょ銀行は、直接ゆうちょ銀行の窓口でお手続きください）

手続きに必要なもの：【Web 口座振替サービス】 右のQRコードからお手続きできます。口座振替のお申込みを、インターネットを利用していつでも場所を問わずに手続きできるサービスです。書類の作成や届出印が不要で、役場や金融機関窓口に出向く必要もなく、お手軽に口座振替の申込みをすることができます。



【Web 口座振替対象金融機関】

三十三銀行、百五銀行、あいち銀行、北伊勢上野信用金庫、ゆうちょ銀行、三重北農業協同組合

【書面での手続き】 以下をお持ちのうえ、役場の各担当窓口でお手続きください。

- ・ 新たに変更する口座の預貯金通帳 ・ 届出印
- ※ ゆうちょ銀行の場合は、直接ゆうちょ銀行窓口でお手続きください。

役場内での手続きチェックリスト（届出人の本人確認書類（1ページ参照）は必ずお持ちください）

※状況によってはこのリスト以外の手続きが必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※★印の手続きは支援サービス対象手続きです。（あらかじめ亡くなられた方の情報等を入力した申請書類を総合案内にてお渡します）

種類	手続きが必要な方	主な手続き	必要なもの	担当課	
住民登録	マイナンバーカードを持っている	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードの返納 ※死亡後の手続きがすべて終了後、返納を希望される方のみ	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード <input type="checkbox"/> 個人番号カード返納届	住民課 (1階) 住民登録関係 ☎391-1120 保険年金関係 ☎391-1121 マイナンバーカード 専用窓口 ☎391-1127	
	印鑑登録をしている	<input type="checkbox"/> こものタウンカード（旧印鑑登録証）の返納	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のこものタウンカード		
	住民基本台帳カードを持っている	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カードの返納	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード返納届		
保険	国民健康保険に加入している	<input type="checkbox"/> 資格確認書等の返還 <input type="checkbox"/> ★葬祭費の請求	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の資格確認書等 <input type="checkbox"/> 葬祭費支給申請書 <input type="checkbox"/> 葬祭費振込先の預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 喪主が確認できる書類（葬祭の領収書、会葬礼状など）		
	後期高齢者医療保険に加入している（75歳以上の方）	<input type="checkbox"/> 資格確認書等の返還 <input type="checkbox"/> ★葬祭費の請求	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の資格確認書証 <input type="checkbox"/> 葬祭費支給申請書 <input type="checkbox"/> 葬祭費振込先の預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 喪主が確認できる書類（葬祭の領収書、会葬礼状など）		
	福祉医療費助成を受けている（子ども、一人親家庭等、障がい者等）	<input type="checkbox"/> ★資格喪失の手続き及び受給資格証の返還	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の受給資格証（後期高齢者医療制度の被保険者は除く） <input type="checkbox"/> 福祉医療費受給資格者喪失届		
	国民健康保険の高額療養費等の給付を受けている、後期高齢者医療保険料・介護保険料の還付・追納がある、福祉医療費の助成がある	<input type="checkbox"/> 相続人代表者の指定	<input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届 <input type="checkbox"/> 給付、還付金振込先の預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療高額療養費等振込先預金口座変更届書		
年金	国民年金、厚生年金等に入または受給している	<input type="checkbox"/> ★未支給年金の請求（死亡届） <input type="checkbox"/> 遺族年金の請求（遺族年金の手続きは四日市年金事務所、要予約）	<input type="checkbox"/> 未支給年金・未支給給付金請求書、受給権者死亡届（報告書） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書、年金手帳 <input type="checkbox"/> 請求者の戸籍謄（抄）本 <input type="checkbox"/> 請求者名義の預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーが確認できる書類 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し（遺族年金の請求時のみ）		※遺族年金の請求は 四日市年金事務所 で予約のうえ手 続きをお願いします ☎0570-05-4890 (予約専用) 所在地は8ページ参照
介護	65歳以上である または介護認定を受けている	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証等の返還 <input type="checkbox"/> ★申請取り下げの申請（認定申請中の場合）	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険被保険者証等 <input type="checkbox"/> 介護保険要介護・要支援認定申請に係る取り下げ申出書		健康福祉課 (1階) 介護保険関係 ☎391-1125
	介護保険の高額介護サービス費等の給付を受けている	<input type="checkbox"/> 相続人代表者の指定	<input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届 <input type="checkbox"/> 給付金振込先の預貯金通帳		
	おむつ給付券を持っている	<input type="checkbox"/> おむつ給付券の返却	<input type="checkbox"/> おむつ給付登録抹消事由届 <input type="checkbox"/> おむつ給付券		
	緊急通報装置の貸与を受けている	<input type="checkbox"/> 緊急通報装置の返却	<input type="checkbox"/> 緊急通報装置返却届 <input type="checkbox"/> 緊急通報装置機器		
介護・障がい共通	三重おもいやり駐車場利用証を持っている	<input type="checkbox"/> 利用証の返却	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の三重おもいやり駐車場利用証		
障がい	身体障害者手帳、療育手帳を持っている	<input type="checkbox"/> ★手帳の返還	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、療育手帳 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳返還届、療育手帳返還届	障がい関係 ☎391-1123	
	自立支援医療（精神通院医療）受給者証を持っている	<input type="checkbox"/> ★受給者証の返還	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療（精神通院医療）受給者証 <input type="checkbox"/> 自立支援医療費（精神通院医療）受給者証返還届		

種類	手続きが必要な方	主な手続き	必要なもの	担当課
障がい	精神障害者保健福祉手帳を持っている	<input type="checkbox"/> ★手帳の返還	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳返還届	健康福祉課 (1階) 障がい関係 ☎391-1123
	特別障害者手当を受けている	<input type="checkbox"/> ★未払請求の手続き	<input type="checkbox"/> 特別障害者手当受給資格者 死亡届 未支払手当請求書 <input type="checkbox"/> 請求者の預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し	
	菟野町障がい者自動車燃料費用助成を受けている	<input type="checkbox"/> ★資格喪失及び未払請求の手続き	<input type="checkbox"/> 菟野町障がい者自動車燃料費用助成受給資格喪失届 <input type="checkbox"/> 請求者の預貯金通帳	
	心身障害者福祉手当を受けている	<input type="checkbox"/> ★資格喪失の手続き	<input type="checkbox"/> 心身障害者福祉手当受給資格異動届出書	
税	町県民税が課税されている	<input type="checkbox"/> 相続人代表者の指定または納税通知書の送付先の指定	<input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届 <input type="checkbox"/> 納付書の送付先届出書	税務課 (1階) ☎391-1115
	国民健康保険税が課税されている	<input type="checkbox"/> 相続人代表者の指定または納税通知書の送付先の指定	<input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届 <input type="checkbox"/> 納付書の送付先届出書	
	固定資産を所有している	<input type="checkbox"/> 相続人代表者の指定	<input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届	
	軽自動車等を所有している	<input type="checkbox"/> 相続人代表者の指定または該当車両の名義変更もしくは廃車の手続き	<input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届 <input type="checkbox"/> 軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書 <input type="checkbox"/> 軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書	
子ども	児童手当を受給している	<input type="checkbox"/> 受給者変更、受給事由消滅等の手続き	状況により手続きが異なりますので担当課にてご案内します	子ども家庭課 (1階) ☎391-1124
	児童扶養手当を受給している			
その他	町営住宅に住んでいる	<input type="checkbox"/> 入居者変更、返還等の手続き	状況により手続きが異なりますので担当課にてご案内します	都市整備課（2階） ☎391-1138
	農地を所有している	<input type="checkbox"/> 連絡先変更の手続き	<input type="checkbox"/> 農地法第3条第1項の規定による届出書	観光産業課（2階） ☎391-1145
	水道、下水道を使用している	<input type="checkbox"/> 名義変更または使用中止の手続き	<input type="checkbox"/> 給水装置使用者所有者変更届 <input type="checkbox"/> 給水開始（停止）申込書	上下水道課 (2階) ☎391-1132
	井戸水を使用している	<input type="checkbox"/> 使用人数変更の手続き	<input type="checkbox"/> 汚水量認定申告書	環境課 (2階) ☎391-1150
	犬を飼っている	<input type="checkbox"/> ★飼い主変更の手続き ※飼い犬を他自治体の方へ譲渡する場合は、該当自治体での手続きが必要となります	<input type="checkbox"/> 犬の死亡又は登録事項の変更届出書	
	浄化槽を使用している	<input type="checkbox"/> ★名義変更または使用休止の手続き	<input type="checkbox"/> 浄化槽管理者変更報告書	
	くみとり式トイレがある	<input type="checkbox"/> 名義変更または使用休止の手続き		
	防災ラジオを持っている（単身世帯のみ）	<input type="checkbox"/> 防災ラジオの返還	<input type="checkbox"/> 防災ラジオ	総務課（3階） ☎391-1110
	Net119に登録している	<input type="checkbox"/> 登録の解除		消防署（別庁舎） ☎394-3239
	図書利用カードを持っている	<input type="checkbox"/> 図書利用カードの返納	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の図書利用カード	図書館（別庁舎） ☎391-1400

【× モ】

おくやみ手続
ハンドブックは、
菟野町HPでも
確認できます。



役場以外での主な手続き

※状況によってはこのリスト以外の手続きが必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

種類	主な手続き	問い合わせ先など		
年金	遺族年金、寡婦年金など	四日市市年金事務所	四日市市十七軒町17番23号	☎059-353-5515 ☎0570-05-4890 (予約専用)
不動産登記	土地・建物などの所有者移転(相続)登記など	津地方法務局四日市支局	四日市市三栄町4番21号	☎059-353-2237
軽自動車	名義変更または廃車など	軽自動車検査協会三重事務所	津市雲出長常町字六ノ割1190番1	☎050-3816-1779 (自動音声)
普通自動車	税金に関すること	四日市県税事務所	四日市市新正四丁目21番5号(県四日市庁舎1階)	☎059-352-0575
	名義変更または廃車など	中部運輸局三重運輸支局	津市雲出長常町字六ノ割1190番9	☎050-5540-2055 (自動音声)
バイク(125cc超)	名義変更または廃車など	中部運輸局三重運輸支局	津市雲出長常町字六ノ割1190番9	☎050-5540-2055 (自動音声)
運転免許証	返納	四日市西警察署	菰野町大字大強原3241番地	☎059-394-0110
国税	相続税の手続き、所得税・消費税申告など	四日市税務署	四日市市西浦二丁目2番8号	☎059-352-3141 (自動音声)
パスポート	返納	四日市旅券コーナー	四日市市諏訪栄町7番34号 近鉄百貨店6階	☎059-354-6499
預貯金	亡くなられた方の口座に関する手続き	各金融機関など		
生命保険	死亡保険金の請求など	加入の生命保険会社		
クレジットカード	解約の手続き	各契約会社		
固定電話・携帯電話	解約または名義変更の手続き	各契約会社		
電気・ガス	解約または名義変更の手続き	各契約会社		
インターネット	解約または名義変更の手続き	各契約会社		
ケーブルテレビ	解約または名義変更の手続き	各契約会社		
NHK	解約または名義変更の手続き	NHK ふれあいセンター		☎0120-151515 ☎0570-077-077
	受信料免除停止の手続き(障がい者等)			
有料道路障がい者割引	割引停止の手続き	有料道路 ETC 割引登録係		☎045-477-1233
恩給	未払請求の手続きなど	総務省恩給相談室		☎03-5273-1400
相続	遺言、遺産分割協議、相続放棄など	津家庭裁判所四日市支部	四日市市三栄町1番22号	☎059-352-7151

菰野町HPでも
確認できます



※状況によっては以下の手続きが必要ない場合や、別途手続きが必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

遺言書あり

遺言書なし

1. 遺言書があるかどうかの確認

期限：速やかに

遺言書には、自筆証書遺言（遺言者本人が自書して作成し、法務局または自宅などで保管される遺言）と公正証書遺言（公証人という専門家が関与して作成し、公証役場で保管される遺言）があります。

自筆証書遺言が法務局以外で発見された場合は、遺言書を未開封の状態家庭裁判所に提出し、「検認（※）」を請求する必要があります。

※検認：相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして、遺言書の偽造・変造を防止するための手続き

2. 相続人の調査・確定

期限：速やかに

相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。亡くなられた方の本籍地のある自治体で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と請求資格のある方が申し出れば取得できます。

3. 相続財産の調査・確定

期限：速やかに

預貯金通帳、キャッシュカード、有価証券等の証書、不動産の権利証や、銀行、証券会社からの郵便物を参考に調査します。

不動産を所有している場合は、該当不動産がある自治体で「名寄帳兼課税台帳」を取得することで、課税対象の不動産を把握することができます。

4. 遺産分割協議

期限：速やかに

相続人全員で遺産分割協議を行い、協議の結果は「遺産分割協議書」として書面にし、遺産相続の内容について相続人全員が合意した記録を残しておきます。

当事者間での話し合いによる遺産分割が困難な場合には、家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てることができます。

5. 遺産の名義変更

期限：速やかに

遺言書または遺産分割協議の結果をもとに、不動産の相続による所有権移転の登記（相続登記）や有価証券の名義変更の手続き等を行います。

不動産の相続登記をしないで放置すると、手続きが煩雑になり、相続登記をすることが困難になるため、法務局にて速やかな手続きをお願いします。

6. 相続税の申告・納付

期限：被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内

亡くなられた方から各相続人が相続した財産の合計の課税価格が基礎控除額を超える場合は、相続税の課税対象となります。（基礎控除額：3,000万円+600万円×法定相続人の数）

所得税の準確定申告

期限：相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内

亡くなられた方に、亡くなられた年の1月1日から亡くなる日までの期間に所得があった場合は、所得金額によっては、税務署に申告と納税をする必要があります。

相続放棄・限定承認する場合

期限：相続の開始があったことを知った時から3か月以内

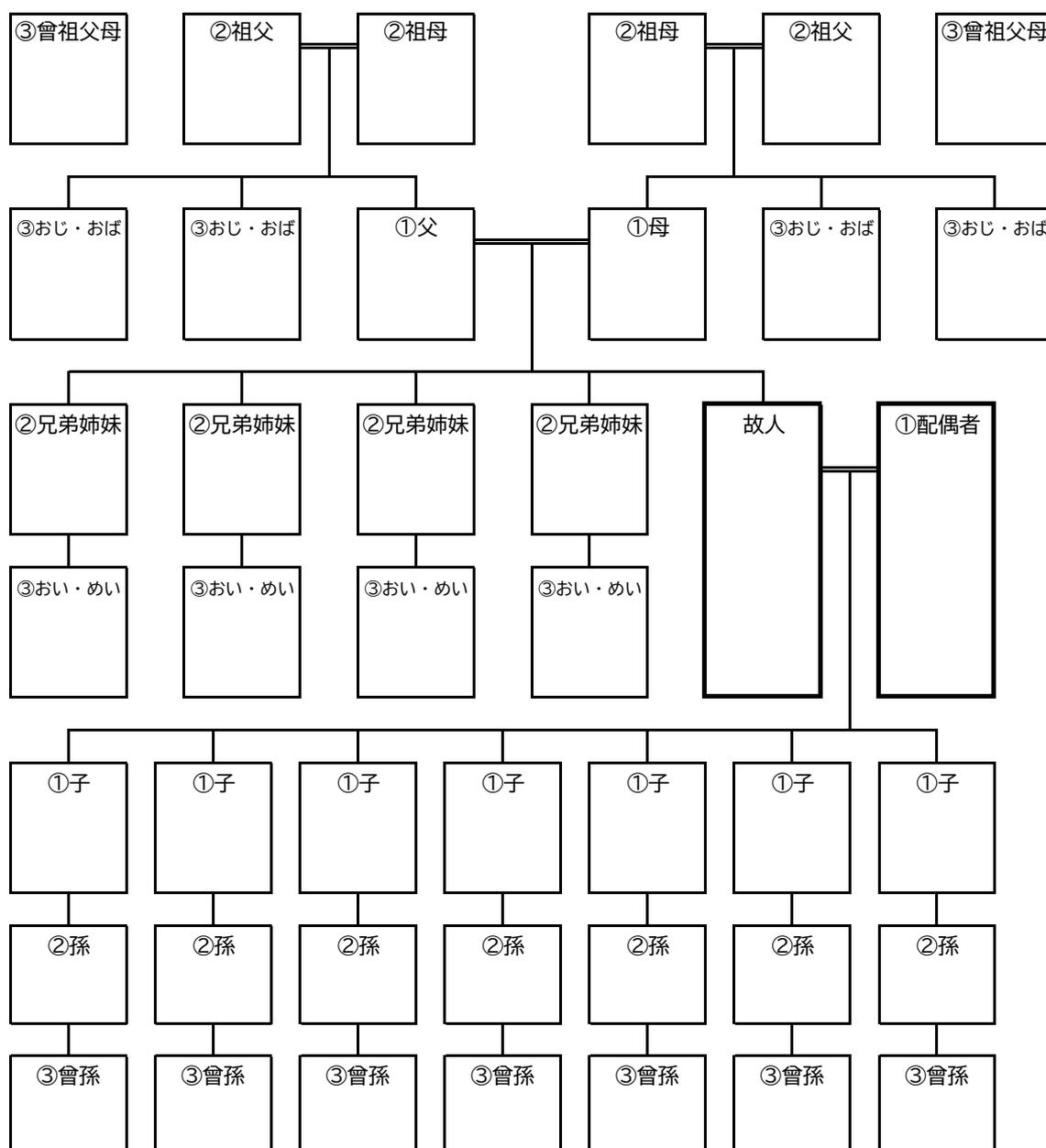
相続人が、相続放棄（※1）または限定承認（※2）をする場合には、亡くなられた方の最後の住所地の家庭裁判所に申述する必要があります。

※1 相続放棄：相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がない

※2 限定承認：被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐ

家系図（3親等以内の親族）

※丸数字は本人から見た親等数



◆ 各機関マップ

四日市税務署

〒510-8557 四日市市西浦二丁目2番8号

☎059-352-3141（自動音声）

津地方法務局 四日市支局

〒510-0068 四日市市三栄町4番21号（四日市法務合同庁舎）

☎059-353-2237

四日市年金事務所

〒510-8543 四日市市十七軒町17番23号

☎059-353-5515 ☎0570-05-4890（予約受付専用）

※必ず予約をしてから手続きをしてください

津家庭裁判所 四日市支部

〒510-8526 四日市市三栄町1番22号

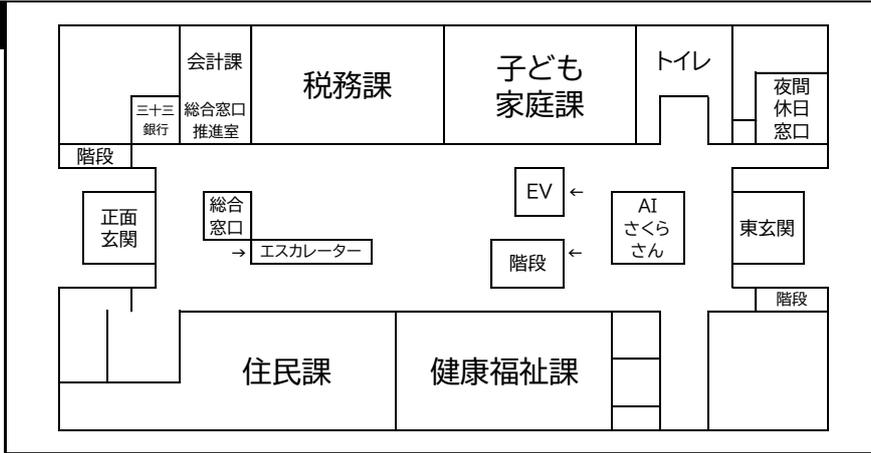
☎059-352-7151



◆ 庁舎フロアマップ

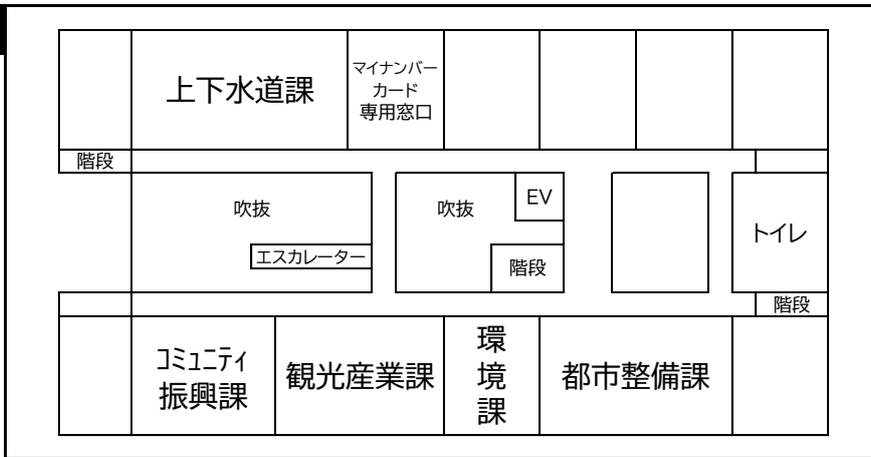
1階

けやき側

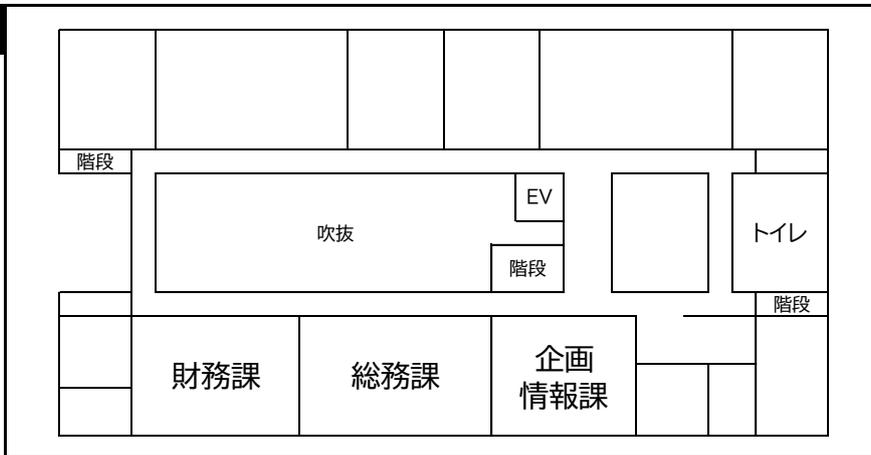


国道306号側

2階



3階



4階

